

黒石市教育委員会告示第13号

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年5月30日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年黒石市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次の各号に掲げるところによる」を「別表のとおりとする」に改め、同項各号を削り、同条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第4条第1項中「の各号」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 別表の「ひとり親世帯等」に該当する世帯にあつては、次に掲げる書類

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者であることを証明する書類の写し

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の写し

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定による療育手帳の写し

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の写し

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定

める特別児童扶養手当証書の写し

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の国民年金・厚生年金保険年金証書の写し

キ その他教育長が必要と認める書類

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

階層区分	補助限度額		
	最年長者 (第1子)	次年長者 (第2子)	左以外の園児 (第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000円	308,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	272,000円	290,000円	308,000円
ひとり親世帯等	308,000円	308,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	272,000円	290,000円	308,000円
ひとり親世帯等	308,000円	308,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円
ひとり親世帯等	217,000円	308,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯	—	154,000円	308,000円

備考

1 この表における階層区分ごとの多子世帯における保護者負担軽減の算定対象となる者については、次に掲げるものとする。

(1) 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯については、同一世帯の次に掲げる兄又は姉とする。この場合において、勤務、就学及び療養等の都合上、別世帯にいる場合でも経済的に生計同一である場合は、同一世帯とみなす。

- ア 減免対象者に監護される未成年者
- イ 未成年であった時に減免対象者に監護されていた者
- ウ 減免対象者又はその配偶者の直系卑属である者（ア又はイを除く。）

(2) 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,100 円を超える世帯については、同一世帯に複数園児が同時に就園している場合又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。）1 年生から 3 年生まで（就学免除等により小学校に入学していない場合における就学年齢と同年齢である者及び本来の就学年齢が小学校 4 年生以上であっても、就学免除等により小学校 3 年生までの学年に在籍する者を含む。）の兄又は姉とする。

2 同一世帯に保育所、認定子ども園、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援、医療型発達支援、特例保育若しくは家庭的保育事業等（児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用する就学前児童の兄又は姉を有する園児が就園する場合は、複数園児が同時に就園したものとみなす。

3 この表における「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。

- (1) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）がいる世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯
- (3) 次に掲げる在宅の者がいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (4) 市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める世帯

別表第 1 を別表とする。

別表第 2 を削る。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

年度 黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

	A 補助対象経費 (円)	満3歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計	
		B 補助対象人員 (人)	C A×B (円)	D 補助対象人員 (人)	E A×D (円)	F 補助対象人員 (人)	G A×F (円)	H 補助対象人員 (人)	I A×H (円)	補助対象人員 (人)	C+E+G+I (円)
①	生活保護の規定による保護を受けている世帯										
②	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯 ひとり親世帯等										
③	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 ひとり親世帯等										
④	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯 ひとり親世帯等										
⑤	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯 ひとり親世帯等										
⑥	上記区分以外の世帯										
	計										

様式第2号（第4条関係）

保 育 料 減 免 措 置 に 関 す る 調 書

※太枠は記入しないこと。

年 月 日作成

①在園児の氏名（フリガナ）		性 別	生 年 月 日（4月1日現在）			
		男 ・ 女	年 月 日 （満 歳）			
②在園児の属する世帯の状況<※1>（記入日現在）						
氏 名	生 年 月 日		性別	在園児との続柄	市民税課税状況	
	勤務先・学校（学年）等				均等割額	所得割額
	・	・			円	円
	・	・			円	円
	・	・			円	円
	・	・			円	円
	・	・			円	円
	・	・			円	円
	・	・			円	円
階層区分 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6			補助限度額	均等割額計	所得割額計	
			円	円	円	
生活保護適用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日保護開始）					
家庭状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 左記以外					
同居者の障がい・介護認定	<input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 介護認定		内容：		氏名：	
	<input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 介護認定		内容：		氏名：	
③在園幼児の保護者	現住所		氏名	⑤		
上記①の者は、当幼稚園の在園児であることを証明する。						
年 月 日						
黒石市教育委員会 教育長 様						
幼稚園長（設置者）名 ⑤						

※1 在園児の属する世帯の状況欄には、在園児と生計を共にする者又は在園児と血縁関係にある者について記入すること。ただし、単身赴任や学校等の関係により別世帯にいる場合でも経済的に生計同一である場合は同一世帯とみなす。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

住所

幼稚園名

幼稚園長 (設置者) 名

印

年度 黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

	A 補助 対象 経費 (円)	満3歳児			4歳児			5歳児			計	
		B 補助 対象 人員 (人)	C $A \times B$ (円)	D 補助 対象 人員 (人)	E $A \times D$ (円)	F 補助 対象 人員 (人)	G $A \times F$ (円)	H 補助 対象 人員 (人)	I $A \times H$ (円)	補助 対象 人員 (人)	C+E+G+I (円)	補助金交付 決定額 (円)
① 保育料等減免措置階層区分 生活保護の規定による保護を受けている世帯 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯												
② ひとり親世帯等												
③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 ひとり親世帯等												
④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯 ひとり親世帯等												
⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯												
⑥ 上記区分以外の世帯												
計												

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。